（12条関係様式）

法第１２条第１項に基づく書面

　　　　　年　　　月　　　日

（発注者）

　　福　山　市　長　　様

 　　　　　　　　住　　　　所

 　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

 　　　　　　　　　名　　　　前　　　　　　　　　　　　　　 印

 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、次のとおり

説明します。

１．工事の名称

２．工事の場所

３．説明内容 　添付資料のとおり

４．添付資料

　　①別表（別表1～3の該当するものに必要事項を記載したもの）

 □別表1（建築物に係る解体工事）

　　　□別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

　　　□別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

 ②工程の概要を示す資料

 □工程表

|  |  |
| --- | --- |
| 確 認 印 |  |

（13条関係様式1）

法第１３条及び省令第７条に基づく書面

　　　　　年　　　月　　　日

（発注者）

　　福　山　市　長　　様

 　　　　　　　　住　　　　所

 　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

 　　　　　　　　　名　　　　前　　　　　　　　　　　　　　 印

　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１３条及び特定建設資材に係る分別解体等に

関する省令第７条に規定する建設工事請負契約書に記載すべき解体工事に要する費用等について

は次のとおりです。

１．分別解体等の方法（建築物に係る解体工事の場合）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工程 | 作業内容 |  分別解体等の方法 |
| ①建築設備・内装材等 | 建築設備・内装材等の取り外し□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用併用の場合の理由( ) |
| ②屋根ふき材 | 屋根ふき材の取り外し□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用併用の場合の理由( ) |
| ③外装材・上部構造部分 | 外装材・上部構造部分の取り壊し□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ④基礎・基礎杭 | 基礎・基礎杭の取り壊し□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ⑤その他( ) | その他の取り壊し□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |

２．解体工事に要する費用　　　　　　　　 　　　　　　　　　　円（税抜き）

（注）解体工事に伴う分別解体及び積込に要する費用とする。

受注者の見積金額（仮設費及び運搬費を含まない直接工事費）

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用　 　 　　　　　　　　　円（税抜き）

（注）受注者の見積金額（運搬費を含む直接工事費）

|  |  |
| --- | --- |
| 確認印 |  |

（13条関係様式2）

法第１３条及び省令第７条に基づく書面

　　　年　　　月　　　日

（発注者）

　　福　山　市　長　　様

 　　　　　　　　住　　　　所

 　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

 　　　　　　　　　名　　　　前　　　　　　　　　　　　　　 印

　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１３条及び特定建設資材に係る分別解体等に

関する省令第７条に規定する建設工事請負契約書に記載すべき解体工事に要する費用等について

は次のとおりです。

１．分別解体等の方法（建築物に係る新築工事等の場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工程 | 作業内容 |
| ①造成等 | 造成等の工事□有　□無 |
| ②基礎・基礎杭 | 基礎・基礎杭の工事□有　□無 |
| ③上部構造部分・外装 | 上部構造部分・外装の工事□有　□無 |
| ④屋根 | 屋根の工事□有　□無 |
| ⑤建築設備・内装等 | 建築設備・内装等の工事□有　□無 |
| ⑥その他( ) | その他の工事□有　□無 |

（注）分別解体等の方法については該当がない場合は、記載の必要はない。

２．解体工事に要する費用（直接工事費）　　　　　　　　　　　　　該当無し

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

（注）受注者の見積金額（運搬費を含む直接工事費）

|  |  |
| --- | --- |
| 確認印 |  |

（13条関係様式3）

法第１３条及び省令第７条に基づく書面

　　　　　年　　　月　　　日

（発注者）

　　福　山　市　長　　様

 　　　　　　　　住　　　　所

 　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

 　　　　　　　　　名　　　　前　　　　　　　　　　　　　　 印

　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１３条及び特定建設資材に係る分別解体等に

関する省令第７条に規定する建設工事請負契約書に記載すべき解体工事に要する費用等について

は次のとおりです。

１．分別解体等の方法（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工程 | 作業内容 | 分別解体等の方法（解体工事のみ） |
| ①仮設 | 仮設工事□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ②土工 | 土工事□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ③基礎 | 基礎工事□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ④本体構造 | 本体構造の工事□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ⑤本体付属品 | 本体付属品の工事□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ⑥その他（　　　　　　　） | その他の工事□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |

（注）分別解体等の方法については該当がない場合は、記載の必要はない。

２．解体工事に要する費用　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

（注）解体工事を含む場合、解体工事に係る費用を記載する。

　　　解体工事に伴う分別解体及び積込に要する費用とする。

　　　受注者の見積金額（仮設費及び運搬費を含まない直接工事費）

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用　　 　　　　　　　　　　円（税抜き）

（注）受注者の見積金額（運搬費を含む直接工事費）

|  |  |
| --- | --- |
| 確認印 |  |

別　紙

再資源化等をするための施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

* 受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

再資源化等完了報告書

年 月 日

（発注者）

福 山 市 長 様

（建設リサイクル法対象建設工事元請業者）

名前（法人にあっては商号又は名称及び代表者の名前）

 印

住所

 別紙様式1の工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等を完了したので、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）第18条第1項に規定により、その旨報告します。

１ 工事の名称

２ 建設リサイクル法に規定する対象建設工事の種類

(1)建築物に係る工事

□ 解体工事 （工事対象床面積 80㎡以上）

□ 新築工事又は増築の工事 （工事対象床面積 500㎡以上）

□ 新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの（請負代金1億円以上）

(2)土木工事等に係る工事

□ 解体工事又は新築工事等 （請負代金 500万円以上）

３ 年 月 日

４ 別紙 様式１参照

５ 再資源化等をした施設の名称及び所在地 別紙 様式2参照

告　知　書

年　　月　　日

（下請負人）

　　　　　　　　　　　　　様

 （郵便番号　　 －　　　 　）

 住 所

（法人にあっては商号又は名称及び代表者の名前）

 名 前　　 　　　　　　　　　印

 電話番号　　 　－　　　　－

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１２条第３項の規定により、次のとおり告知します。

1. 工事の名称
2. 工事の場所
3. 告知内容　　　添付資料のとおり
4. 添付資料

①別表（別表①～③のいずれかに必要事項を記載したもの）

□別表１（建築物に係る解体工事）

□別表２（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

□別表３（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

②工程の概要を示す資料

□工程表